

第82回接続料の算定等に関する研究会 議事概要

日時 令和6年3月29日(金) 10:00~12:00

場所 オンライン会議による開催

出席者 (1) 構成員

相田 仁 座長代理、酒井 善則 構成員、佐藤 治正 構成員、
関口 博正 構成員、高橋 賢 構成員、
西村 暢史 構成員、西村真由美構成員
(以上7名)

(2) オブザーバー

東日本電信電話株式会社 井上 暁彦 経営企画部 営業企画部門長
田中 康之 相互接続推進部 部長

西日本電信電話株式会社 藤本 誠 経営企画部 営業企画部門長
奥田 慎治 設備本部 相互接続推進部長

KDDI株式会社 橋本 雅人 相互接続部 副部長
石井 美佐恵 相互接続部アシスタントマネージャー

ソフトバンク株式会社 伊藤 健一郎 渉外本部 通信サービス統括部
相互接続部 部長

小林 一文 渉外本部 通信サービス統括部
相互接続部 アクセス相互接続課 課長

南川 英之 渉外本部 通信サービス統括部
相互接続部 担当部長

斉藤 光成 渉外本部 通信サービス統括部 課長

一般社団法人テレコムサービス協会

中野 一弘 MVNO委員会 運営分科会主査

一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会

立石 聡明 副会長

一般社団法人IPoE協議会

石田 慶樹 理事長

豊野 剛 事務局長

株式会社NTTドコモ 大橋 一登 料金企画室長

東原 弘 接続推進室長

(3) 総務省

今川総合通信基盤局長、渋谷総務課長、

飯村事業政策課長、井上料金サービス課長、

竹内料金サービス課課長補佐、廣瀬料金サービス課課長補佐

■議事概要

- 移動通信分野の特定卸電気通信役務に関する規律の運用状況等について
 - ・ 事務局より、資料82-1について説明が行われた後、質疑が行われた。
- 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証結果（光サービス卸）及び固定通信分野の特定卸電気通信役務に関する規律の運用状況に関する論点整理
 - ・ 事務局より、資料82-2について説明が行われた後、質疑が行われた。
- 第一種指定電気通信設備に係る接続関連システム経費の適正性に関する論点整理
 - ・ 事務局より、資料82-3について説明が行われた後、質疑が行われた。
- 加入光ファイバ等の提供遅延に係るNTT東日本・西日本からの報告結果について
 - ・ 事務局より、資料82-4について説明が行われた後、質疑が行われた。

■議事模様

○ 移動通信分野の特定卸電気通信役務に関する規律の運用状況等について

【相田座長代理】 座長代理の相田でございます。本日、辻座長は欠席でいらっしゃいますことから、代わりに議事進行を務めさせていただきます。

ただいまから、接続料の算定等に関する研究会、第82回会合を開催いたします。本日、構成員はオンライン会議にて、辻座長を除く7名の出席となっております。

それでは、早速議事に入りたいと思います。まず、議事（1）といたしまして、「移動通信分野の特定卸電気通信役務に関する規律の運用状況について」でございます。

本件については、前回会合までにMNO及びMVNOからヒアリングを行いました。また、これまでの議論を踏まえ、事務局において各事業者に個別のアンケートを実施したとこのことですので、その概要や分析結果について事務局から御説明いただき、その後、意見交換を行いたいと思います。

それでは、まず事務局から御説明をお願いいたします。

(事務局より資料82-1に基づき説明)

【相田座長代理】 ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明に関しまして、御質問、御意見ございます構成員の方は、挙手ボタンを押していただければ私のほうから順に指名させていただきますし、それが難しいようでしたら、直接マイクをオンにしてお声かけいただいても結構でございます。いかがでございましょうか。

それでは、まず、西村暢史先生、お願いいたします。

【西村（暢）構成員】 中央大学の西村でございます。私からは、資料の16ページ目について、1点、お伺いをさせていただきたいと思います。

1つ目のアンバンドル化及び機能開放の時期についてでございますが、結論として、まず、総務省において、協議の状況及び機能開放の時期について、MNOからの報告を求めていくことについて説明いただいた際、口頭で、たしか四半期ごとに報告を求めるということをおっしゃられていたかと思いますが、四半期というタイミングについて何か理由がありましたら、お教えいただきたいと思います。また、もしこの場で、それが非常に合理的であると判断されるならば、ここに「四半期」と書き込むか、あるいは、MNOさんと少し交渉していただくことになるのかと思っております。

以上でございます。

【相田座長代理】 ありがとうございました。

それでは、事務局から回答をお願いできますでしょうか。

【廣瀬料金サービス課課長補佐】 四半期と申し上げたのは、2つほど理由がございます。状況としては、まさにこの3月末に標準化がまとまるという時期でございますので、その直後で協議がどう動いていくのかについては、1年待つてから聞くよりは、ある程度短いスパンで1回聞いておく必要があるのではないかと考えている点がございます。

それから、かつてリモートSIMプロビジョニング機能を「開放を促進すべき機能」と位置づけた際に、やはり事業者協議状況・検討状況を四半期ごとに確認していたという事例がございますので、それに倣って今回も四半期ごとに報告を求める要請文書を発出することを考えております。

こちらで説明になっておりますでしょうか。

【相田座長代理】 西村先生、いかがでございましょうか。

【西村（暢）構成員】 よく分かりました。先例に倣うという点、微妙な時期でございますが、やはりある程度短いスパンで追っていかねばいけないという観点でも、四半期というタイミングは、今お伺いした限りでは妥当かと考えております。ですので、ここに入れ込んで良いのではないかと、今の時点で考えております。

以上です。

【相田座長代理】 ありがとうございます。

それでは、続きまして、佐藤先生からお願いいたします。

【佐藤構成員】 佐藤です。ありがとうございます。

ほかの会議でも議論を聞いたのですが、やはり、5G（SA方式）の機能開放により競争が機能することで、新しいサービスやマーケットが創出されるといった点に我々は期待を持っていると思います。

やはり、MVNOとMNOのイコールフットイングについて、MVNOがMNOと同時期に同等のサービスを提供できることが5Gにおける競争を機能させるという意味では大事なポイントと考えています。

その上で、5G（SA方式）の事業者間協議について、今まで何回か進展状況を見てきましたが、議論が思うように深まっていないという認識で、非常に懸念を持って注視してきたところです。

ただし、総務省が今日言われたように、L2接続相当について国際標準が定まるとのことなので、今後は協議がよりスムーズにスピードアップしていくことになるかと理解しています。西村先生がおっしゃった点と同じですが、スピードアップして、具体的な制度設計の準備・議論を始めなければならないので、四半期で結構だと思いますが、今まで以上に小まめに報告いただくことが必要になると思っています。

また、L2接続相当について接続ルールを準備しなければならないということで、まずは方向性を定めて議論を始めていかなければならないと思っています。そういった意味では、16ページ目にまとめられているように、基本的には、アンバンドル機能の要件に従ってアンバンドル化の議論を深めていく必要があると思っています。現状要件を満たしていないという意見がありましたが、どの要件が、どういう形で今後整っていくかも議論をしながら、アンバンドル化や接続料について、できるだけ早く方向を定めて議論を始められるようにしていくべきだと思っています。

また、今日の報告について、細部にわたって詳細に様々議論していただいているので、

全体的な報告としてはこれで結構だと思います。

以上です。

【相田座長代理】 ありがとうございます。

事務局から何かコメントございますか。

【廣瀬料金サービス課課長補佐】 資料に記載した方向性に沿った御意見をいただいたかと思っております、佐藤先生のおっしゃるとおり、まずはアンバンドル化が必要だという方向性は打ち出しつつも、制度の建付等について今後しっかり議論できるよう、四半期ごとの報告を踏まえて検討していくことが良いのではないかと考えております。ありがとうございます。

【相田座長代理】 ほかにいかがでございましょうか。

それでは、高橋先生、お願いいたします。

【高橋構成員】 高橋でございます。全体として、今までずっとこの議論の中では、事業者間協議がなかなか思ったように進んでいなかった状況でしたが、少し進展があるという点に少し安心しました。

コメントですが、特に、例えば、資料の40ページ目の2番目のひし形の3行目、「なお」以下について、事務局の案でも、「MNOにおいてはこのような事例について他のMVNOに対して適切に情報提供を行うことが望ましい」とありますが、MNOの方々には、私からも非常に強くお願いしたいところです。

以上です。

【相田座長代理】 ありがとうございます。

ただいまの件につきまして、事務局から何かございますか。

【廣瀬料金サービス課課長補佐】 そうですね。今回は望ましいという記載にしておりますので、これ以上何か具体的に要請文書を出すといったところまでは考えてはおりませんが、どのようなことができるのかといった点について引き続き情報収集してまいりたいと考えております。

【相田座長代理】 それでは、続きまして、酒井先生からお願いいたします。

【酒井構成員】 酒井です。

この議論そのものについては大体賛成ですが、特にこの5G（SA方式）のアンバンドル化について、5G（SA方式）と4G・5G（NSA方式）を一体とするか、それとも別々に考えてコストを計算したほうが良いのかという議論がございます。やはり、5G（S

A方式)を推進する立場からすれば、その初期の立ち上げを容易にするためには一体とする方が良いと思うし、かつ賛成の方が多いですが、ただ、例外として、その気が全然ない、4Gで十分だというMVNOにとっては割高になるのではないかという意見があり、その点、別々に接続料を設定するとか、そうした行為をどこまでするのかという点について、議論が始まったら慎重に議論されたら良いのではないかと考えております。

以上です。

【相田座長代理】 ありがとうございます。

この件につきまして、事務局から何かございますか。

【廣瀬料金サービス課課長補佐】 今回は接続料を一体として設定するのが適当という御意見が多かったかと考えておまして、その方向も含めて議論が必要かと考えております。

4Gないし5G(NSA方式)だけを使い続けるMVNOにとってどうかという点では、需要の大部分を占めるMNO自身が、仮に5G(SA方式)の方に大分需要が移っていってしまいますと、4Gないし5G(NSA方式)の機能のみを使い続けるMVNOが支払う接続料単価はどんどん上がっていくという懸念もあり得ますので、今後どのような動きになっていくのかという点も含めて、検証・検討していく必要があるかと考えております。

【相田座長代理】 ありがとうございます。

【酒井構成員】 どうもありがとうございます。

【相田座長代理】 ほかにいかがでございましょうか。

では、少し私から、今の件に関して、反対というわけではないのですが、現在の4G・5G(NSA方式)の接続料が、帯域に応じた課金になっていますが、5G(SA方式)になりますと、通信モードとして、超大容量通信、超高信頼・低遅延通信、超多元接続と、少なくとも3つの通信モードがあるわけです。広帯域通信、eNBについては、今までの延長で問題ないと思うのですが、超高信頼・低遅延通信や超多元接続も、「では、帯域課金なのか」という点について、例えば、IoTサービスを提供するので超多元接続しか使わないというMVNO向けの接続料を帯域課金にするのが良いのかどうかといったことも、きちんと検討しなければならないのではないかと考えました。結果的に従来どおり帯域課金で良いという結論が出れば、もちろんそれで構わないと思いますが。

それからもう1つ、2番目の話題について、中継事業者において障害が発生したときについての御意見がございましたが、現在、MNOに障害が起きたときの非常時ローミング

等について検討されていて、その場にもMVNOに参加いただく検討の場が作られているわけですが、非常時にMNOが他MNOにローミングしてしまったときには恐らくもうMVNOのプレフィックス中継は無効になるのだと思うので、結局は精算のときに何が起こるかということになると思うのですが、そういったことについてもきちんとよくすり合わせをしておかなければならないのではないかと。動き出した後で「こんなはずではなかった」ということにならないよう、注意が必要かと思いました。

以上2点、感想的なものですが、事務局からコメントをいただけることはございますか。

【廣瀬料金サービス課課長補佐】 相田先生のおっしゃるとおりかと思ひまして、今回、5G（SA方式）の接続料について記載しているのは、あくまで現状のデータ接続料に近いものが比較的近い将来においてL2接続相当という形で実現するのであればという観点で、少なくとも今できているものと同等のものが必要だという切り口で書かせていただいたものと思っております。先生のおっしゃるような、5G（SA方式）の様々な利用のパターンが今後出てくること、また、4類型について言えば、ライト／フルMVNOといった議論もまだまだありますので、そうしたものと、全体として5G（SA方式）の接続料をどう整合させるのかといった点は、まさに大きな議論が必要なのではないかと思っております。

そういう意味では、今回は、部分的に、まずは近い将来に実現するべきところだけ、少し議論させていただいたという程度のものだと思っております。

2点目にご指摘いただいた点についても、相田先生おっしゃるとおりで、「非常時における事業者間ローミング等に関する検討会」の下に「MVNOタスクグループ」が開催されているところでして、非常時にどういったことが起こるのかという点について、具体的な検討はこれから行われるものと思います。今回の御意見は必ずしも非常時ローミングの話に限る話ではないので、それはそれ、これはこれといった面もあるかと思いつつ、どこでどのような障害が起こったときに、MVNOの音声サービスがどうなるのかという点は、このタスクグループも含めて、まずはMVNOにおいて良く頭の整理をしていただくと良いのではないかとと思っております。

その上で、今回御要望いただいたような中継事業者網における障害時の代替策、回避策については、仮にMNOと解決策について協議が整うのであれば、番号をどうするのかといった点も含めて、制度的な面は総務省としても相談いただければと考えております。

【相田座長代理】 ありがとうございます。

それでは、事務局より説明のあった事項のうち、特に2番目の件につきましては、今回も評価保留とすることで御了承いただいたと理解してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【相田座長代理】 それでは、そのように進めさせていただきたいと思います。

○ 「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証結果(光サービス卸)及び固定通信分野の特定卸電気通信役務に関する規律の運用状況に関する論点整理

【相田座長代理】 続きまして、議題の(2)「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」に基づく検証結果(光サービス卸)及び固定通信分野の特定卸電気通信役務に関する規律の運用状況に関する論点整理」でございます。

本件につきましては、前回会合までにNTT東日本・西日本及び卸先電気通信事業者等からヒアリングを行いました。本日は、それを踏まえた論点整理の内容を事務局より御説明いただき、その後、意見交換を行いたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局より資料82-2に基づき説明)

【相田座長代理】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見がございます構成員の方は、また、挙手あるいはマイクを直接オンにしてお声かけいただければと思います。いかがでございでしょうか。

それでは、西村暢史構成員から、お願いいたします。

【西村(暢)構成員】 中央大学の西村でございます。

特に特定卸電気通信役務の範囲について、ひかり電話ネクストについての議論があったと認識しております。

今回、19ページ目において、関係事業者の御意見と制度趣旨を適切にまとめていただいたと思っておりますが、やはり、特定電気卸通信役務の範囲については、事業者間の適正な競争環境に及ぼす影響が少ないという例外が設けられていること、つまり、影響が少ないものが範囲になるので、「適正な競争環境」を大前提として考えていかなければいけ

ないと思います。この点、資料で示されている結論は適切であると考えております。

また、状況把握のための確認事項も併せて記載されており、今後見ていく内容も確認できるものと考えておりますので、その点も適切と考えております。

以上でございます。

【相田座長代理】 ありがとうございます。

ほかにかがでございましょうか。それでは、佐藤先生から、お願いいたします。

【佐藤構成員】 佐藤です。

コメントの中心は1点のみです。卸料金について、NTT東日本・西日本に対しては、多分、厳しいことを含めて要求してきました。やはり、適正性、予見性、卸先事業者の納得性を高めていくことが競争上大事であると認識して、そういった観点から意見を述べてきたと思います。

ただ、11ページ目の一番下ですが、やはり西村真由美構成員の指摘が、私としてはもう少し考えるべきことであると思っています。卸料金の適正化に関する議論が、最終的に何を目的とするかという、最終利用者の市場で競争が成り立って料金が下がる等を期待しているものなので、例えば、卸料金の値下げが利用者料金に反映されているかいないかという点も見ていく必要があると思っています。そういった点については、これから総務省からアンケートをしていただいたり、数字を示していただいたりして、議論に加味していきたいと思います。

以上です。

【相田座長代理】 ありがとうございます。

2件いずれも御賛同の御意見かと思いますが、事務局のほうから何かございますか。

【竹内料金サービス課課長補佐】 いただいた御指摘については、いずれもごもっともな内容でございますので、御指摘を踏まえた上で、今後の検討に向けて取り組んでいきたいと思っております。ありがとうございます。

【相田座長代理】 ほかはよろしいでしょうか。

それでは、この件、論点整理でございますので、もし本日終わった後でもお気づきの点等ございましたら、事務局まで御連絡いただければと思います。

○ 第一種指定電気通信設備に係る接続関連システム経費の適正性に関する論点整理

【相田座長代理】 では、続きまして、議題の（3）の「第一種指定電気通信設備に係

る接続関連システム経費の適正性に関する論点整理」でございます。

本件につきましては、前回会合までにN T T東日本・西日本及び関係する事業者からヒアリングを行いました。本日は、それらを踏まえた論点整理の内容を、事務局より御説明いただき、その後、意見交換を行いたいと思います。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

(事務局より資料82-3に基づき説明)

【相田座長代理】 ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明に関しまして、御質問・御意見のある構成員の方は、また挙手いただければと思いますが、いかがでございましょうか。

それでは、酒井先生からお願いいたします。

【酒井構成員】 内容としては、このとおりで良いのではないかと思います。

特に、やはりN T T東日本・西日本が特定のベンダにある程度頼る点については、技術を持っているベンダがあるので、無闇に相見積を取っても別のベンダには委託しにくいこともあるのはよく分かります。ただそうすると、どうしてもコスト等の見積りが不正確になりますので、こうした機会に、そういったベンダと交渉し、場合によっては別のベンダへの委託も考えるといったことをしながら、今までのコスト構造を見直していくことは非常に良いことではないかと思います。特に意見というわけではないですが、こういう形での有識者会議での議論は良いものではないかと思っております。

以上です。

【相田座長代理】 ありがとうございました。

私からも一点コメントいたしますと、6 ページ目の一番下の項目です。N T T東日本とN T T西日本で提供時期を同じにするのが良いのか、ずらすのが良いのかという点については、稼働の関係で同じ日は難しいといったことがあるのかもしれませんが、やはり、こういった点も事業者間でよく打合せをし、合意の上で話を進めていく形になるのが良いのではないかと思います。

ほかにいかがでございましょうか。

では、事務局から、酒井先生と私からの発言について、何かコメントはございますか。

【竹内料金サービス課課長補佐】 いずれの御指摘もごもっともと思っております。

まず、酒井先生がおっしゃられましたとおり、やはり技術力等を勘案すると、特定のベンダに頼らざるを得ない側面があること自体は否定しませんが、その一方で、コストが犠牲にされることについては一定の歯止めをかける必要があると思っており、今回、透明性の向上に向けて様々に議論をしてみました。NTT東日本・西日本におかれましても、こういった機会を捉えて、必要な検討等をしっかりやっていただきたいと思っております。

また、先ほど相田先生の御意見でございますが、御指摘のとおり、しっかりと情報が開示された上で議論していただき、仮にやむを得ないとしても、支障をできるだけ低減していくような取組を実施いただきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

【相田座長代理】 ありがとうございます。

それでは、この件につきましても、もしお気づきの点がございましたら、後ほどでも事務局まで御連絡いただければと思います。

○ 加入光ファイバ等の提供遅延に係るNTT東日本・西日本からの報告結果について

【相田座長代理】 では、次の議題の（４）は、「加入光ファイバ等の提供遅延に係るNTT東日本・西日本からの報告結果について」でございます。

加入光ファイバ等の提供遅延に関しては、本研究会第七次報告書において整理された考え方を踏まえ、総務省からNTT東日本・西日本に対して要請を行ったところ、同社から本年２月に総務省に対して報告があったところでございます。今回は、その概要や分析結果について、事務局から御説明をいただいた後、意見交換を行いたいと思います。

それでは、事務局から、まず御説明をお願いいたします。

（事務局より資料82－4に基づき説明）

【相田座長代理】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に対しまして、御質問、御意見のある方は、挙手いただければと思います。

それでは、酒井先生から、お願いいたします。

【酒井構成員】 簡単な質問ですが、シングルスター方式・シェアドアクセス方式の加入光ファイバについては、提供にかかる時間が地域によってかなり異なり、例えば北海道

や関東である程度差があるように思いますが、コロケーションについては、あまりそういう差はないのですか。あるいは逆に、コロケーションリソースは関東地区が枯渇しているとか、そういった実情があるのでしょうか。

【相田座長代理】 それでは、事務局から、お答えいただけますでしょうか。

【竹内料金サービス課課長補佐】 本日、NTT東日本・西日本もオブザーバーとして参加いただいておりますので、NTT東日本・西日本から御説明を頂戴できますでしょうか。

【相田座長代理】 NTT東日本・西日本から、いかがでございましょうか。

【NTT東日本・西日本】 NTT西日本の奥田でございます。

コロケーションリソースに関して地域差があるかという点ですが、コロケーションリソースに関しては、現状、地域差はあまりございません。どちらかという、いわゆる小さいビル／大きいビルというような、ビルの大きさによって、コロケーションリソースの枯渇状況は変わってまいります。地域差については、どのようなビルがその地域にあるかで変わってまいります。NTT東日本・西日本ともに、あまり地域差はない状況です。

ただ、ある一時期、申込みが非常に多い時期は、一時的に地域差のようなものがあつたことはございますが、いずれにせよ、現状ではあまり差はないという認識でございます。

【酒井構成員】 どうもありがとうございました。

【相田座長代理】 ほかにいかがでございましょうか。

それでは、西村真由美構成員、お願いいたします。

【西村（真）構成員】 全相協の西村です。御説明どうもありがとうございました。

提供時期の遅延については、全体的に回復傾向にあるという調査結果をお示しいただいたと認識しており、大変安堵しております。ただ、地域的に少し課題が残っている場合があるようですので、今後、そういった点も含め、継続して報告いただきたいと思います。

【相田座長代理】 ありがとうございました。

私からも同様の点ですが、大きな流れとして改善傾向であるとしても、グラフによっては、標準的期間の遵守率が5割を切っている時期もあるとか、報告いただいた最新の時期、令和4年度の第3・第4四半期に、季節的なこともあるのではないかと思います。悪化しているように見えるものもあり、ぜひ引き続き改善の努力いただきたいと思います。

まず、事務局から、ただいまの3件の発言について何かコメントはございますか。

【竹内料金サービス課課長補佐】 酒井先生の御質問につきましては、NTT東日本・西日本から御回答があったと思います。西村真由美先生から頂戴した御意見については、

まず、全体的な傾向が改善している点については喜ばしいと思っております。一方で、地域・品目ごとに見たときに、やはり数値が良くないように見える部分もございますので、その原因が何なのか。また、遅延の状況が接続事業者や利用者にもどのような影響を及ぼしているかといった点については、今後もしっかりと整理する必要があると考えております。

相田先生からも御指摘いただいたように、課題が残っている部分について、全て同じように見ていくか、数値が悪い部分にフォーカスして見ていくかという点はあると思いますが、いずれにしても、しっかりと対応していきたいと思っております。

【相田座長代理】 ありがとうございます。

NTT東日本・西日本から、追加でコメントはございますか。

【NTT東日本・西日本】 NTT西日本の奥田でございます。

引き続き、改善に向けて取り組んでまいります。今回の報告対象期間は令和4年度の後半期でございますが、最新の状況ではさらに改善している状況も見えておりますので、引き続き努力をしてまいりたいと思っております。

【相田座長代理】 どうぞよろしく願いいたします。

ほかによろしいでしょうか。

それでは、NTT東日本・西日本からの御報告に関して、今回、事務局から御説明いただいたものですが、接続事業者等からヒアリング対応の申出があった場合等につきましては、事務局において整理した上、次回以降の会合でヒアリングの機会を持つこととしたいと思います。よろしく願いいたします。

以上で議事は終了したかと思えます。

本日の議題につきまして、追加でお聞きになりたい事項やコメントが構成員の皆様からございましたら、事務局において取りまとめますので、ちょうど1週間後でございますが、4月5日金曜日までにメール等で事務局までお寄せいただきたいと思います。と存じます。

それでは、次回会合等につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【竹内料金サービス課課長補佐】 事務局でございます。本日は、御審議いただきまして、誠にありがとうございました。

次回会合の詳細につきましては、別途事務局より御連絡差し上げるとともに、総務省のホームページにおきまして開催案内を掲載させていただきます。

【相田座長代理】 それでは、全体を通じまして、御発言の御希望がございましたらお受けしたいと思います。よろしいでしょうか。

特にございませんようでしたら、以上で、第82回会合を終了したいと思います。本日は、年度末のお忙しいところ、お集まりいただきありがとうございました。

以上